

後退用地寄付採納の手引き

1. 趣旨

この手引きは、幅員4.0m未満の道路に接道する土地の土地所有者が、幅員4.0mまでの道路拡幅分（道路中心線から2.0mまでの道路敷地を除く部分）を市に寄付採納する場合の基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものです。

2. 要件

寄付採納における要件は次に掲げるとおりとします。

- (1) 寄付財産に抵当権等所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (2) 寄付財産の分筆登記が完了していること。
- (3) 寄付財産が共有の土地である場合は、共有者全員から無償による寄付について同意があるものであること。
- (4) 寄付財産が道路管理上支障を生じない状態にあること。
- (5) 市が提供する境界標（杭やプレート）を指定した位置に設置すること。

3. 提出書類

寄付採納をする場合は、次に掲げる書類を市長に提出することとします。

- (1) 寄付採納申請に関する書類
 - ①後退用地寄付採納申請書
 - ②案内図
 - ③公図
 - ④地積測量図
 - ⑤土地の登記簿謄本（全部事項証明書又は登記事項要約書）
（抵当権等が設定されていないことの確認のため）
- (2) 寄付採納決定後、所有権移転登記に関する書類
 - ①登記原因証明情報
 - ②土地所有権移転登記承諾書
 - ③印鑑登録証明書
 - ④法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書または代表者事項証明書）
（法人の場合）
（代表者氏名や住所の確認のため）

4. 採納決定通知

市長が寄付採納を決定したときは、採納決定通知書により申請者に通知します。

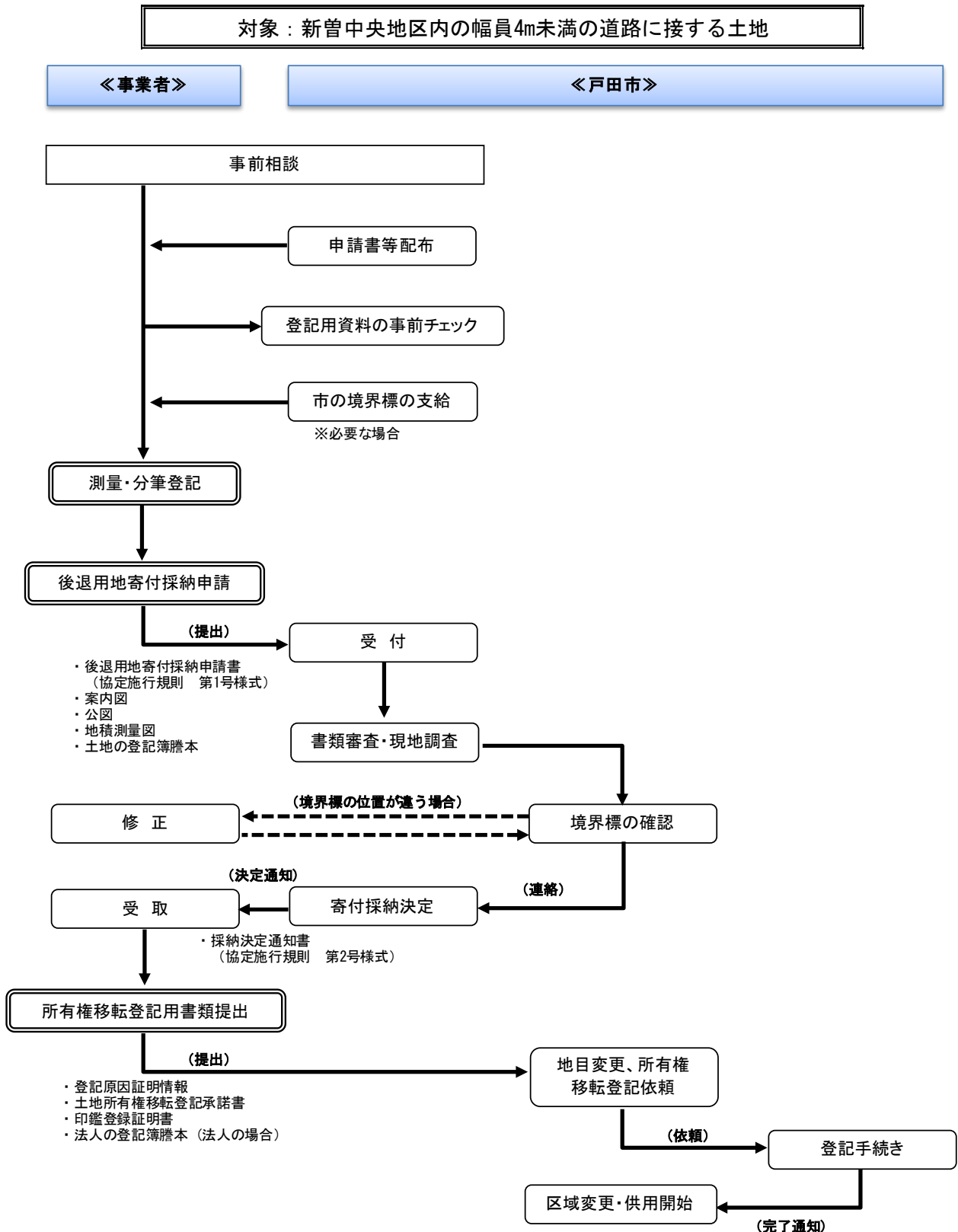
5. 囑託登記

寄付採納決定後、市が所有権移転登記に関する書類を受理したときは、市囑託により所有権移転登記をするものとします。

6. 手続き

以下のフローに沿って手続きをします。

《後退用地寄付採納の申請手続きフロー》

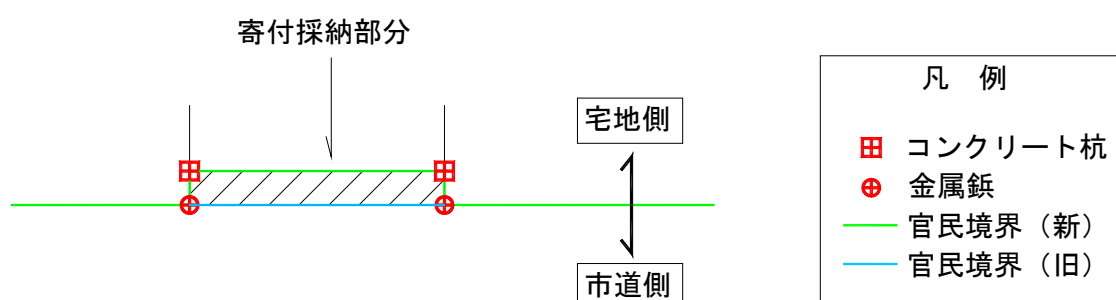


7. 寄付採納時の境界標の設置

寄付採納をする土地の境界点に設置していただく境界標は、以下の図を基本とするものとします。

市道側の旧官民境界位置には金属鋳（将来、周りの寄付採納も終われば不要になるため）、宅地側の新官民境界位置にはコンクリート杭（将来も民地の境界を表すことになるので、なるべく動かないように）を設置していただくことを基本としますが、現地の状況により設置できない場合は、協議するものとします。

また、寄付採納をする土地に街区の頂点や道路の曲り点がある場合は、必要に応じて市の境界標（杭やプレート）を提供しますので、指示する位置に設置していただくものとします。



8. 様式

寄付採納に関する様式は、次に掲げるとおりです。

- (1) 後退用地寄附採納申請書（協定施行規則 第1号様式）
- (2) 登記原因証明情報
- (3) 土地所有権移転登記承諾書
- (4) 採納決定通知書（協定施行規則 第2号様式）

後退用地寄付採納申請書

(あて先)

戸田市長

住所

氏名

新曽中央地区地区まちづくり協定の適用区域内における下記の土地について、戸田市へ市道敷として寄付したいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 土地の所在

大字	字	地番	地目	面積	備考

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 戸田市

義務者(乙)

(2) 不動産の表示

所在
地番
地目
地積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 年 月 日 後退用地寄付採納申請書による申請受理。

(2) 現地調査及び書類審査の結果、後退用地寄付採納を決定し、採納決定通知書を申請者へ通知。 年 月 日

よって、本件不動産の所有権は同日、寄付により、乙から甲へ移転した。

年 月 日 さいたま地方法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

権利者(甲) 戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市長

印

義務者(乙)

印

土地所有権移転登記承諾書

下記表示の土地は道路敷として 年 月 日戸田市に寄付しましたので、
貴市でこの所有権移転登記を嘱託することを異議なく承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

戸 田 市 長

土地の表示

所 在

地 番

地 目

地 積

第 号
年 月 日

様

戸田市長

採納決定通知書

年 月 日に提出された後退用地寄付採納申請書につきまして、現地調査の結果、採納が決定しましたので通知します。

つきましては、所有権移転登記に要する下記の書類の提出をお願いします。

記

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 登記原因証明情報 | 1通 |
| 2 | 土地所有権移転登記承諾書 | 1通 |
| 3 | 印鑑登録証明書 | 1通 |
| 4 | 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書または代表者事項証明書）
（法人の場合） | 1通 |

※さいたま地方法務局管内の事業者の場合は、印鑑登録証明書と法人の登記簿謄本は、省略可能。